

会議記録（１）

会議名称	第２回北本市住民自治条例制定研究懇話会		
開会及び閉会日時	平成１９年２月２４日（土） 午後１時３０分～午後３時３０分		
開催場所	学習センター 集会室		
議長氏名	会長 内田政之助		
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 高橋 伸治 内田政之助 小関真美子 田中 昭仁 福島 洋輔	荻野 照夫 秋葉三枝子 勝 豊 関山 邦孝 堀越 一三 谷沢 暢	河井 宏暢 阿久井美代子 加藤 信利 高荷 正春 三橋 博 山本 浩之
欠席委員(者)氏名	古賀 利雄 浅野 昭八 北村 浩一 竹村 元宏 田中 正昭	下里 晴朗 岩崎 文雄	細井久美子 宮原 鈴代 野地 恵美子
説明者の職氏名	秘書政策室副参事 加藤 功 秘書政策室主査 長嶋太一		
事務局職員職氏名	秘書政策室副参事 加藤 功 秘書政策室主査 長嶋太一		
会議次第	別添 第２回北本市住民自治条例制定研究懇話会次第のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 市民と行政との協働推進に関する報告 ・ WS 条例に位置付けすべき項目の整理 ・ （仮称）北本市住民自治条例制定の手順 ・ ニセコ町まちづくり基本条例の手引き ・ 大和市自治基本条例逐条解説 ・ 杉並区自治基本条例 ・ 久喜市自治基本条例 ・ 他市の条例に位置づけられている主な項目 ・ 住民自治条例制定ニュース第９号 ・ 研究グループ・班分け（案） 		

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第２回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。 議事の進行は会長にお願いします。</p> <p>2 議題</p> <p>(1)協働推進計画策定委員会「市民と行政との協働推進の研究に関する報告」について</p> <p>(2)市民ワークショップにおける「条例に位置付けすべき項目」について</p>
議長	<p>それでは議題の(1)、(2)について、それぞれ報告をお願いしたいと思います。 事務局から説明いただけますか。</p>
事務局	<p>協働推進計画策定委員会での議論の内容を策定委員会委員長の高橋委員に、ワークショップでのグループワークの議論につきましては、ワークショップ第６回の内容を北村委員に、また第７回ワークショップの第１班の内容を竹村委員、第２班の内容を三橋委員にそれぞれご報告いただきたくお願い申し上げます。</p>
各委員	<p>——承認——</p>
関山委員	<p>議題に入る前に質問があります。 他市では、このような懇話会の中に学識経験者のような方が入っていることが多いようですが、北本市でもそのような方がこの中にいらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この懇話会の委員の中に学識経験者という位置付けの方はいらっしゃいませんが、条例の研究を進めていく中で、専門家に相談できる体制を整えていきたいと考えています。</p>
議長	<p>それでは、ワークショップでの議論の内容につきまして、北村委員、竹村委員、三橋委員、よろしく申し上げます。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
北村委員 竹村委員	<p style="text-align: center;">———資料２に基づいて説明———</p> <p style="text-align: center;">——資料２及び竹村委員持参の資料に基づいて説明——</p> <p>ワークショップで抜けていたステップがあると考えています。何故、条例を制定する必要があるのかについて、行政側からの説明はあったが、市民の側として議論する時間が無かったように思います。条例が必要とされている事実を検証する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>先進地の情報ばかりを調べるのではなく、市の現状を調べ、問題を解決・改善するために市民はどう取り組んでいけばよいのかを考えることにより、条例に必要なものがおのずと明らかにされてくるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">——例として緑の問題について資料を示して説明——</p>
三橋委員	<p style="text-align: center;">———資料２に基づいて説明———</p>
議長	<p>それでは今までの報告について質問等はございますか。</p>
浅野委員	<p>確か緑に関する計画は「緑の基本計画」のようなものが策定されていたように思います。</p>
議長	<p>緑の問題につきましては、委員の関心が高いようですので、次回、事務局に資料を用意していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。</p> <p>他に何かございますか。</p>
勝委員	<p>市民ワークショップもそうでしたが、市民の皆さんからの意見は出てきますが、それに対する行政の反論が無かったように思います。緑の減少に対する行政側の反論もあると思えます。</p> <p>そのような、市民と行政との意見交換の中で、達成できること、出来ないことがわかり、何故達成できないのかを知ることにより、条例に必要なものが見えてくるように思えます。</p>
山本委員	<p>何故条例が必要なのかを会として確認しておく必要があると思えます。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
有働委員	根本的なことをもっと検討して条文づくりを進める必要があるということですね。条例の位置付けをどうするのかということですが、次の議題の(3)でその部分については議論を進めてみてはいかがでしょうか。
議長	それでは、協働推進計画策定委員会の「市民と行政との協働推進に関する報告」について、高橋委員から説明をお願いします。
高橋委員	——資料1に基づいて説明——
議長	ありがとうございました。 ご質問等があればお願いします。
北村委員	支援センターは誰を支援するのですか。
高橋委員	主に団体を支援するものと考えています。しかし、市民の窓口にもなるものであり、企業や行政の窓口にもなるものです。
竹村委員	協働はかなり実現されているものもあると思います。例えばゴミの分別などは最たるものだと考えます。高橋委員は何が問題で協働ができていないのだと考えますか。
高橋委員	情報の共有の問題でしょうか。 (3)研究グループについて（班分け）
議長	それでは、議題の(3)に進みたいと思います。 事務局から提案はございますか。
事務局	おおよそ3つの班に分かれて議論を進めることは前回の会議で決定した事項ですので、「行政・議会」「市民」「総則・条例制定により波及、関連するもの」のグループ分けについて、名簿の順に振り分け、さらに男女の比率等を考慮し、案を作成いたしました。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	ご提案ですが、先ほどからも議論されておりますとおり、条例制定の意義や基本的な事項につきましては、最初に全員で確認しておく必要があるというご意見が大勢でございますので、3つのグループに分かれて、まず、その部分についてそれぞれに検討し、全体会で発表しあって会としての総意にまとめていくという方法はいかがでしょうか。
議長	事務局から提案がございましたがいかがでしょうか。
関山委員	前文、条例の目的までは最初に決めるということですか。
議長	そのように進めると決めてしまうのではなく、全体で意見を出し合いながら結果を見ていくことにいたしましょう。
勝委員	行政側として全体的なものを答えられるポストにある人を各グループに配置していただけるような配慮が欲しいと思います。
竹村委員	3つの班に分かれて議論することはいいと思います。各々のグループがテーマを絞って研究していく進め方が良いのではないのでしょうか。
三橋委員	いつでも集まって議論できるようなコミュニケーションができるサロンのようなものが設置出来たらお願いしたいのですが。
事務局	常設とすることは難しいですが、ある程度まとまった日程で部屋を借りておくことは可能ですので、ご要望により部屋をご用意させていただきたいと考えます。
高橋委員	条例制定の先進地の条例制定後の状況について少し知っておきたいと思います。
竹村委員	他市の状況よりも、なぜ作るのかをしっかりと検討して、北本の実情に合わせた方法で進めるべきだと思います。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
高荷委員	<p>議論すべきことは必要だと思いますが、今ある条例を見てみると北海道から九州まで特に変わったものは無く同じような条例が出来ています。それは、基本条例という点で同じようになってしまうのは仕方が無いことのように思います。</p>
浅野委員	<p>近隣市町と交流して情報を収集したいとも思います。</p>
北村委員	<p>先ほどから緑の問題が出てきていますが、緑を残す方法はあると思います。それは雑木林だけを残すことを考えるのではなく。個人の家で緑を創出するような方向へ持っていくことです。ブロック塀をやめて生垣にするなどそれは条例を制定すれば可能なことです。また、農のあるまちづくりを推進することも必要でしょう。そのような条例をつくるためにはどうしたらよいかを考えれば北本市の住民自治条例が出来ると思います。</p>
有働委員	<p>その意味からも基本条例をどこにどのように位置づけるかを次回から３つのグループでそれぞれに検討してみたいかがでしょうか。</p>
議長	<p>今日ご発言いただいていない市職員の委員からもご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
谷澤委員	<p>「行政・議会」「市民」「条例制定により波及、関連するもの」というグループ分けは妥当なのではないかと考えています。</p> <p>また、グループ討議での議論を全体会に報告、また全体会で決定したことをさらにグループ討議するというような検討方法も良い進め方ではないかと思えます。</p> <p>勝委員から全体を見られる職員を各グループに配置して欲しいというご意見もございましたが、プロジェクト・チームから５人が委員として参加しています。また、各グループに入って皆さんとともに議論させていただきますので、行政情報につきましては、職員がお答えできる範囲でお答えし、担当レベルで無いとわからないようなことは事務局と相談し、情報提供してまいりたいと考えています。</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
田中委員	私もそのように考えています。また、職員であると同時に皆様と同じ一委員として参加させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。
議長	それでは、事務局の提出の研究グループ・班分け（案）のとおりグループに分かれるということによろしいですか。
全委員	——承認。ただし、三橋委員と堀越委員が入れ替え——
	(4)久喜市自治基本条例逐条解説
議長	議題の(4)につきましては、事務局から説明をお願いします。
事務局	これまでの議論から、ここで他市の条例について解説する必要性を感じませんがいかがいたしましょうか。次回以降必要な時にご説明させていただきたいと考えますがよろしいでしょうか。
議長	いかがでしょうか。
全員	———了承——— 次回以降の会議で必要な時に説明することにする。
	(5)その他
事務局	次回会議 3月24日（土）午後1時30分から北本市文化センター第2研修室で開催予定。 次々回、4月14日（土）午後1時30分から東部公民館で開催予定。5月以降は第2・4土曜日の午後文化センターでの開催を予定していることを報告。
	4 閉会
議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 平成 19年 3月 2日	
北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長 内田政之助	